

遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊's」報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊's」(以下「クラブ」とする。)の業務に従事し、または協力した場合に支給する報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 クラブは、クラブに係る活動の実施にあたり、労務を行った者(以下「支給対象者」という。)に対し、その労務に応じた金額を報酬として支払う。

2 クラブが支払の対象とする労務及び報酬の単価は、別表のとおりとする。

3 別表に定めていない労務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、クラブにおいて協議の上、特別単価として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、口座振込とする。ただし、支給対象者から申出があった場合は、現金にて支給できる。

(変更)

第4条 この規程は、クラブの理事会の決議より変更することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、理事会での協議により定める。

2 報酬に係る源泉徴収については、法令・通達等(「所得税取扱通達、基本通達」)及び酒田税務署の指示に従うこととする。

附 則

この規程は、平成26年3月30日から施行する。

平成27年1月5日一部改正

平成27年6月4日一部改正

平成27年12月17日一部改正し、平成28年4月1日から適用。

平成28年4月21日一部改正

平成28年12月15日一部改正し、平成29年4月1日から適用。

平成29年12月13日一部改正し、平成30年4月1日から適用。

別表 報酬表

労務の内容	支給対象者	単位	金額
会議出席（理事会・合同会議）	会長・副会長・理事・監事	1回	1,000円
会議出席（運営委員会・合同会議）	運営委員	1回	1,000円
講演（専門的テーマ等による講話）	講演者	1時間	15,000円
講義（資料を使用して行う解説等）	講義講師	1時間	12,000円
楽しく健康体操に係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	3,500円
ヨガ・セラピーに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	3,000円
ニュースポーツに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
ランニングに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
バドミントンに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
昔遊びに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
コアトレに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	8,000円
みんなでマット運動に係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
自然体ソフト&バレーに係る教室・イベント時の実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
将棋に係る教室・イベント時の実技指導	指導者	1回	1,000円
その他スポーツ教室・文化教室・講習会・イベント等に係る実技指導	スポーツ指導者 審判員 スポーツトレーナー	1時間	2,000円
スポーツ教室・講習会・イベント等に係る行事運営補助	運営支援スタッフ（補助員）	1時間	875円
その他事務業務に係る運営補助	運営支援スタッフ（補助員）	1時間	875円

備考 1 会議出席のうち、クラブが派遣するクラブ以外の会議に役員・事務局が出席した場合は、旅費規程にて対応する。